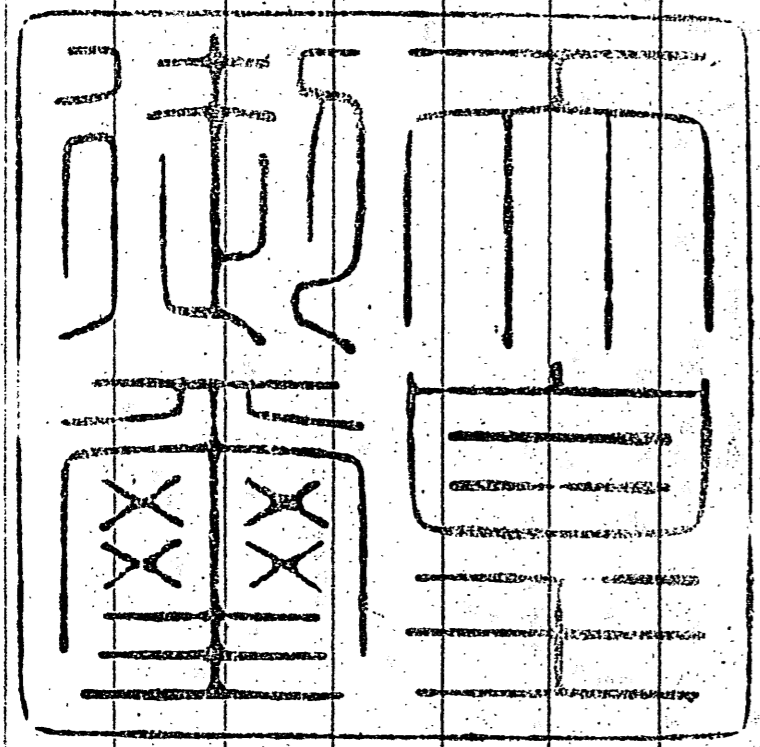


總大

勅令第五百四十八號

朕は、財産税法の施行期日等を定め、勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内

閣

昭和二十一年十月十八日
内閣總理大臣 吉田 茂
大藏大臣 石橋 湛山

勅令第百〇八號

財産税法は、昭和二十一年十一月二十日から、これを施行する。
財産税法附則第二章の規定により、同法の施行地域
から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。

- 一 北海道廳根室支廳管内占守郡、新知郡、得撫
郡、國後郡、紗那郡、擇捉郡、檜取郡、色丹郡並びに
花咲郡、齒舞村、水島、勇留島、志發島、多樂島
及び秋勇留島
- 二 東京都小笠原島
- 三 島根縣隱岐支廳管内五箇村竹島

四、鹿児島縣大島郡(十島村中黒島、竹島及び硫
黄島を除く。)

五、沖縄縣

理由

財産税法附則の規定によつて、同法の施行期日及び
同法を施行しない地域に關する勅令を制定する必要
があるからである。

内

割